

水上村家庭学習等のための通信費等支援補助制度

10月1日開始

水上村では、感染症や自然災害の発生等により、学校の臨時休業等の緊急時において、ICTの活用によって、児童生徒が家庭等においても学びを保障できる環境を整備し、遠隔授業を進めるため通信費等の一部を補助します。

《光契約世帯》

補助対象者	◆村内小中学校に在籍している児童生徒の保護者であること ◆他の制度により、通信費の補助又は免除を受けていないこと
補助内容	◆月額通信料から1,000円を控除した額
申請方法	◆補助金交付申請書に必要事項を記入し、教育委員会へ申請
添付書類等	◆補助対象経費を支払ったことがわかる書類の写し ◆補助金の振り込み先の金融機関及び口座番号が確認できる書類等の写し
申請時期	◆遠隔授業を実施した月の1月以内に申請
その他	◆申請は、遠隔授業を実施した月の事後申請 ◆補助対象期間に契約を変更された場合は、補助の対象にならない場合がある ◆補助対象期間に水上村に転校した場合は、転校日の翌月以降について補助対象 また年度途中で他自治体の学校へ転校した場合は、転校月までが補助の対象

《レンタル通信端末世帯（モバイルルータ）》

対象者	◆村内小中学校に在籍している児童生徒の保護者であること ◆他の制度により、端末の提供を受けていないこと
支援内容	◆教育委員会がレンタルした通信端末を貸し出し ◆1月につき1,000円を保護者から徴収
申請方法	◆レンタル通信端末借用届に必要事項を記入し教育委員会へ申請
申請時期	◆遠隔授業を実施する事前申請とし、申請については教育委員会から改めて通知
その他	◆申請は、遠隔授業を実施する月の事前申請 ◆補助対象期間に契約を変更された場合は、補助の対象にならない場合がある ◆補助対象期間に水上村に転校した場合は、転校日の翌月以降について補助対象 また年度途中で他自治体の学校へ転校した場合は、転校月までが補助の対象

連絡先 水上村教育委員会

担当 那須

TEL 0966-44-0333(直通)